

○教育職員免許状の取得について

教員になるためには、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定められている所定の単位を修得し、希望する教科の免許状を取得する必要があります。

1. 教育職員免許状（工業）の単位修得方法【第一，二，三類】

(ア) 本学部の学生は、教育職員免許法施行規則第5条備考第6号の規定により、下記の要件を満たしていれば、卒業と同時に高等学校教諭一種免許状（工業）を取得することができます。

- ・所定の教養教育科目（イ）の単位を修得すること。
- ・教科に関する専門的事項に関する科目（ウ）から57単位を修得すること。
- ・教科に関する専門的事項に関する科目「職業指導」2単位を修得すること。

(イ) 教養教育科目

次の表に掲げる科目の中から日本国憲法2単位、体育2単位、外国語コミュニケーション2単位、数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作2単位を修得してください。

免許法施行規則に定める科目	本学の該当授業科目
日本国憲法	日本国憲法
体育	健康スポーツ科学、スポーツ実習A、スポーツ実習B、スポーツ演習
外国語コミュニケーション	コミュニケーションⅠA、コミュニケーションⅠB、コミュニケーションⅡA、コミュニケーションⅡB
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	情報・データ科学入門

(ウ) 教科に関する専門的事項に関する科目（工業の関係科目）

所属する類の下記に該当する専門教育科目（○印は免許取得上の必修科目）

第一類

○機械・輸送工学概論	工学プログラミング応用	弾性力学	材料科学
○技術英語演習	設計製図	リモートセンシング	流体力学Ⅱ
材料力学Ⅰ	CAD	大規模システム計画学	熱力学Ⅱ
機械力学Ⅰ	機械加工学	粘性流体と乱流の力学	伝熱学Ⅰ
熱力学Ⅰ	要素設計	数理最適化	燃焼工学
流体力学Ⅰ	制御工学Ⅱ	統計熱力学	内燃機関
制御工学Ⅰ	生産システム	計測工学	
機械材料概論	輸送流体力学	計測信号処理	
基礎材料加工学	構造力学	機械材料Ⅰ	
計算機プログラミング	運動学基礎	材料強度学	

第二類

○エネルギーと情報システム概論	過渡現象論	計測制御演習	固体物性論
○技術英語演習	回路理論ⅡA	生体電気工学	ナノテクノロジー
回路理論Ⅰ	回路理論ⅡB	ロボット工学	固体電子工学
電気工学基礎実験Ⅰ	回路理論ⅡB演習	数理計画法	半導体デバイス工学
電気工学基礎実験Ⅱ	電子回路	シミュレーション工学	光半導体素子工学
電気電子システム工学実験Ⅰ	電気回路演習	システム計画管理演習	論理システム設計Ⅰ
電気電子システム工学実験Ⅱ	エネルギー発生・変換	意思決定論	論理システム設計Ⅱ
電気磁気学Ⅰ	電力システム基礎	生産管理論	半導体プロセス工学
電気磁気学Ⅱ	電力システム工学	社会システム工学	ハードウェア記述言語
電気磁気学演習Ⅰ	パワエレ電動機制御	電磁波伝送工学	コンピュータアーキテクチャ
電気磁気学演習Ⅱ	システム制御Ⅰ	電子物性基礎	
半導体デバイス・回路基礎	システム制御Ⅱ	量子力学	
電気電子計測	信号処理工学	熱・統計力学	

第三類

○基礎工業概論	電気化学	酵素化学	粉体工学
○技術英語演習	固体化学	生物工学討論	化学工程設計
化学工学量論	錯体化学	食品プロセス工学Ⅰ	工学プログラミング基礎
化学工学演習Ⅰ	無機工業化学	食品プロセス工学Ⅱ	化学工学演習Ⅱ
専門有機化学Ⅰ	高分子工業化学	発酵プロセス工学Ⅰ	化学工学演習Ⅲ
専門有機化学Ⅱ	再資源工学	発酵プロセス工学Ⅱ	化工数学
専門有機化学Ⅲ	有機構造解析	発酵プロセス工学Ⅲ	量子化学Ⅰ
基礎化学工学	生物工学実験Ⅰ	微生物学Ⅰ	プロセス制御工学
化学実験Ⅰ	生物工学実験Ⅱ	化学工学実験	数値計算法
化学実験Ⅱ	遺伝子・タンパク質工学	化学装置設計・実習	化学プロセスと工学倫理
量子化学Ⅱ	糖鎖・免疫工学	流動論	化学工業プロセス
高分子合成化学	発酵工学	伝熱論	生物化学Ⅱ
専門有機化学Ⅳ	応用生物工学	物質移動論	培養技術論
物質解析学	生物化学Ⅲ	化学工学熱力学	情報分子生物学
反応速度論	微生物学Ⅱ	化学工学熱力学演習	技術と倫理
触媒化学	分子生物学Ⅰ	反応工学	腐食防食

◎教育職員免許状（工業）取得のための必修科目（工学部開講）

授業科目	単位数	毎週授業時数								備考
		1年次		2年次		3年次		4年次		
		前	後	前	後	前	後	前	後	
職業指導	2								2	教育職員免許状「工業」取得のための必修科目（教科に関する専門的事項に関する科目）

※ 上記は、教育職員免許法に定められた、教育職員免許状を取得するのに必要な授業科目です。
注：「職業指導」は、卒業要件単位数には含まれません。

2. 教育職員免許状（理科）の単位修得方法【第三類】

(ア) 教育職員免許法で定める普通免許状を取得するための所要資格

第1欄		第2欄	第3欄
免許状の種類		基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数
			教科及び教職に関する科目
高等学校教諭	一種免許状	学士の学位を有すること	59単位

1. 高等学校教諭の一種免許状の授与を受けようとする者については、これらの単位とあわせて、特に必要なものとして文部科学省で定める科目の単位を大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることが必要となります。（教育職員免許法施行規則第66条の6参照）
2. 本学で修得すべき単位数は下記のとおりとなります。
 - ・教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目 8単位
 - ・教科及び教職に関する科目 59単位以上

(イ) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目（教養教育科目）

次の表の本学の該当授業科目で必要な単位を修得すること。

免許法施行規則に定める科目	必要単位数	本学の該当授業科目	備考
日本国憲法	2単位	○日本国憲法	
体育	2単位	健康スポーツ科学 スポーツ実習A スポーツ実習B スポーツ演習	2単位選択必修
外国語コミュニケーション	2単位	コミュニケーションⅠA コミュニケーションⅠB コミュニケーションⅡA コミュニケーションⅡB	2科目選択必修
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2単位	○情報・データ科学入門	

(注) ○印は免許取得上の必修科目

資格

(ウ) 教員職員免許法施行規則で定める「教科及び教職に関する科目」の要件

科目の区分	免許状の区分	大学において修得することを必要とする最低単位数
	高等学校教諭一種免許状	
教科及び教科の指導法に関する科目		24 単位
教育の基礎的理解に関する科目		10 単位
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		8 単位
教育実践に関する科目		5 単位
大学が独自に設定する科目		12 単位
合 計		59 単位

(エ) 教科及び教科の指導法に関する科目，大学が独自に設定する科目

	科目区分	授業科目名	備 考
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	物理学 一般力学Ⅰ ○一般力学Ⅱ 材料力学	24 単位を超えて修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」に充当可能
		化学 ○基礎有機化学Ⅰ ○基礎無機化学 分析化学 物理化学Ⅰ 無機化学 計算化学	
		生物学 ○生物化学Ⅰ 基礎生命科学 分子生物学Ⅱ	
		地学 ○地球科学B 環境科学基礎論	
		「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」 ○基礎化学実験	
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む） ○自然システム（理科）教育法Ⅰ ○自然システム（理科）教育法Ⅱ		
大学が独自に設定する科目	○基礎有機化学Ⅱ ○物理化学Ⅱ 有機化学演習 物理化学演習 生物有機化学 分子生物学Ⅲ 材料科学 グリーンテクノロジー または、 最低修得単位を超えて履修した次の区分の科目「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」		

(注) ○印は免許取得上の必修科目

(オ) 教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実践に関する科目 【教育学部開講授業科目】

科目区分	授業科目	備考	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	○教育の思想と原理	10 単位を超えて修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」に充当可能 (※1)
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	○教職入門	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	○教育と社会・制度	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	○児童・青年期発達論	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	○特別支援教育	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	○教育課程論	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	総合的な探究の時間の指導法	○総合的な学習の時間の指導法	8 単位を超えて修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」に充当可能 (※2)
	特別活動の指導法	○特別活動指導法	
	教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	○教育方法・技術論及び情報活用教育論	
	生徒指導の理論及び方法	○生徒・進路指導論	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	○教育相談	
教育実践に関する科目	教育実習	○教育実習指導 C ○中・高等学校教育実習 II	
	教職実践演習	○教職実践演習（中・高）	

(注) ○印は免許取得上の必修科目

教育職員免許法施行規則上では (※1) 10 単位、(※2) 8 単位ですが、教育学部で開講される授業科目を全て履修し、単位を修得する必要があります。

資格

3. 教育実習履修要領

- ★ 教育実習（事前指導含む）は、事前の説明会、オリエンテーション等に参加しておかなければ受講できません。
- 最初の説明会は、10月頃に事前登録の上、受講前年度の1月に例年実施されます。必ずMyもみじや学生支援室前の掲示板等を確認し出席してください。
- ★ 説明会、オリエンテーション、実習のすべてにおいて、無断の遅刻・欠席等は認められません（即実習停止もあり得ます）。やむを得ない理由がある場合は、必ず事前に学生支援室に連絡すること。

(ア) 教育実習科目の履修対象者等

教育実習科目は出席、遅刻、学習態度、レポート提出などが厳格に評価される点に十分留意しておくこと。

(1) 教育実習指導（事前指導）

授業科目	開設 semester	単位	対象学生	授業内容
教育実習指導C	6	1	工学部生 (高等学校教諭免許状取得希望者)	講義及び演習

(2) 教育実習（本実習）

授業科目	開設 semester	単位	対象学生	実習施設
中・高等学校教育実習Ⅱ	7	2	工学部生 (高等学校教諭免許状取得希望者)	附属の中学校・高等学校

(イ) 教育実習科目受講条件・資格

(1) 教育実習指導（事前指導）

受講条件は特になし。ただし、履修登録には手続が必要（自分では登録できない）。

教育実習指導C	受講前年度10月頃に事前登録の上、1月下旬頃開催の説明会に出席し、調査票を提出すること。
---------	--

(2) 教育実習（本実習）受講資格

「中・高等学校教育実習Ⅱ」を受講するためには、次の条件を満たしていることが必要です。

また、実習前年度10月頃に事前登録の上、1月下旬頃開催の説明会に参加し、調査票を提出すること。

- 1) 教育実習指導Cの単位を修得していること。
- 2) 3年次後期終了時点で、高等学校一種免許状取得に必要な科目のうち、次の単位を修得していること。

【教科及び教科の指導法に関する科目】 合計14単位以上

・「教科に関する専門的事項」10単位及び

「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」4単位

【教育の基礎的理解に関する科目】 及び

【道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目】

教育の思想と原理、教職入門、教育と社会・制度、児童・青年期発達論

特別支援教育、教育課程論、総合的な学習の時間の指導法、特別活動指導法、

教育方法・技術論及び情報活用教育論、生徒・進路指導論のうち14単位以上

※「教職実践演習（中・高）」では、「教員免許ポートフォリオ」が重要な役割を果たします。評価材一覧に沿って、 Semesterごとに評価材を蓄積し、決められた時期に「自己振り返り」を行い、「教員によるレベル判定」を受ける必要があります。詳細は、『教職実践演習及び教員免許ポートフォリオについて』を参照してください。

(注) 教職実践演習（中・高）を履修する場合は広島大学の中・高等学校教育実習 I 又は II の単位を、それぞれ修得していること。ただし、教職実践演習（中・高）を受講する Semesterまでに、教育実習の単位を修得できない場合は、同 Semesterで教育実習の単位を修得見込みであることを条件に、履修を認める。教育実習の単位を修得できなかった場合は、教職実践演習（中・高）の履修を中止とし単位を認めない。

4. 教職実践演習及び教員免許ポートフォリオについて

<教職実践演習について>

「教育職員免許法施行規則」の一部改正により、平成 22 年度入学生から「教職実践演習」（4 年生後期の授業）を開設しています。この授業は、教員として必要な知識技能などを習得していることを確認する授業です。そのため、そうした知識技能などの習得状況を示すための証拠や振り返りための資料を残しておく必要があります。文部科学省は、“履修カルテ”を作成することを求めています。この“履修カルテ”に対応するものを、広島大学では『教員免許ポートフォリオ』と呼んでいます。

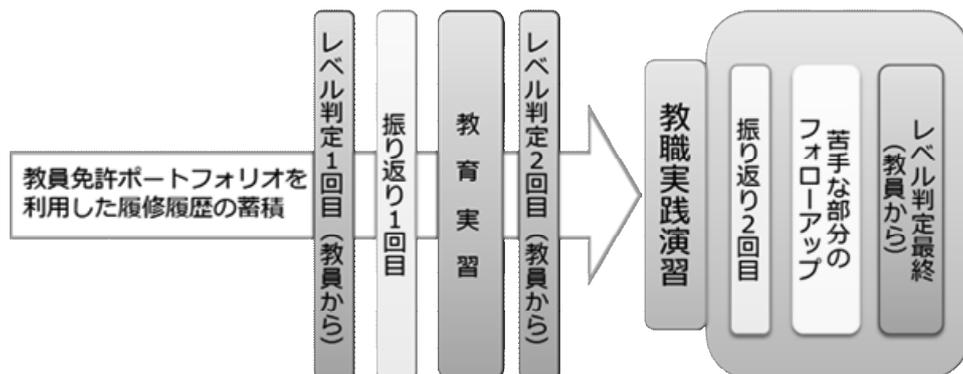
<教員免許ポートフォリオについて>

教員免許ポートフォリオには、教員として必要な知識技能などを習得していることを示す証拠や資料を、広島大学教員養成スタンダードの各規準に対応させて蓄積します。蓄積した証拠や資料は振り返りや教職実践演習の際に活用するほか、適切な時期に教員によって各規準の評価材として利用され、到達レベルが判定されます。

<教職実践演習までの流れ>

教職実践演習は、教員免許状を取得する際の必修科目です。教職実践演習を履修する場合、教員免許状の取得を希望する校種・教科のうち、主免許状として教育実習を受講する校種・教科に応じて、指定された証拠・資料を教員免許ポートフォリオに蓄積していく必要があります。校種・教科によっては 1 Semesterから蓄積しなければならない証拠・資料もあります。教員免許状の取得を希望する人は、授業内での指示や「My もみじ」等の連絡を見落とさないよう注意し、いつ、何を必要があるのかを把握するよう努めてください。分からないことがあれば、チューター、または下記の問い合わせ先まで連絡してください。

【例】教職実践演習（中・高）を履修するまでの流れ図



問い合わせ先

問い合わせ内容	担当窓口	電話番号	E-mail アドレス
教職実践演習に関する事	教育学系総括支援室 (学士課程担当)	082-424-6725	kyoiku-gakusi@office.hiroshima-u.ac.jp
教員免許ポートフォリオに関する事	教育推進グループ (教員免許ポートフォリオ担当)	082-424-4683	e-port@office.hiroshima-u.ac.jp

5. 免許状授与の申請手続

免許法第5条第1項の規定による免許状の授与については、工学系総括支援室（工学部担当）で書類を取りまとめの上、一括申請します。申請時期は10月頃で、詳細については掲示等でお知らせします。

なお、申請時に必要な書類等は以下のとおりです。

- ① 教育職員免許状授与願 … 所定の用紙
- ② 学力に関する証明書 … 工学系総括支援室（工学部担当）で作成する
- ③ 手数料振込証明書 … 3,400円（11月末頃に電子納付について案内予定。
その後、学生個人で電子納付。）

※ 書類等は、授与を申請する免許状の種類ごとに必要です。

書類等の提出が遅れた場合又は卒業後に免許状の授与を希望する場合は、個人で直接教育委員会へ申請してもらうこととなりますので、注意してください。

免許状の取得及びこれに係わる授業科目の修得方法について、不明な点があれば、工学系総括支援室（工学部担当）へ問い合わせてください。